特集農水知財

ニューフードバレー構想・新潟市の挑戦 ~農業特区実情調査報告~

弁護士知財ネット・農水法務支援チーム 金沢弁護士会所属 弁護士・弁理士 松田 光代 東京弁護士会所属 弁 護 士 尾崎 聡一郎

弁護士知財ネットでは、知的財産という切り口を起点として、全国各地の農林水産事業の産業競争力の強化、高齢化する農林水産業従事者の事業承継等、さまざまな農林水産分野における問題に対して法律家がいかに寄り添うことができるかという問題意識のもと、農水法務支援チームを設置し、農林水産分野の研究を重ねています。その一環として、新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課のご協力をいただき、同チームメンバー弁護士2名が平成29年6月2日に新潟市を訪問して、国家戦略特区制度に基づき農業分野で先進的な取り組みを行っている同市の現状を見学して参りました。

1 農業王国・新潟市

まずは本稿の大前提として、新潟市がどれほど豊かな農業王国であるかをご説明します。

新潟県は、信濃川と阿賀野川の流域に広がる約2030k㎡の越後平野¹を有し、新潟市はその広大な越後平野の一画を占める政令指定都市です。「米どころ新潟」と呼ばれるように、新潟市内各地においてもコシヒカリ等の米作が盛んであり、それのみならず、花き、野菜、果樹、畜産分野においても「他に類をみない規模の農業基盤を持つ田園型大都市」を誇っています²。今回の訪問では、市のご担当者の方々のご案内により、自動車で新潟市内をかけずり回りましたが、行けども行けども緑の豊かな大地が広がるその光景には、圧倒されました。





車窓から眺める広大な越後平野

¹ 東京都の面積が2188kmですから、越後平野の規模はそれでおわかりになると思います。

^{2 「}新潟市農業構想パンフレット(平成27年4月)」はじめに(新潟市長)

数字で新潟市の農業について概観してみましょう。2015年の全国市区町村別統計によれば、新潟市は、水田耕地面積全国1位(28,500ha)、水稲作付面積全国1位(22,589ha)、水稲収穫量全国1位(137,000t)という状況³で、日本人の主食である米の一大供給源としての地位にあります。そして、このような米の絶対的な供給力を背景にして、新潟市内には亀田製菓株式会社(米菓全国シェア1位)、三幸製菓株式会社(米菓全国シェア2位)、株式会社ブルボン(ビスケット全国シェア1位)等の名だたる食品メーカーが立地しています。

米のみならず、新潟市は、なす、すいか、えだまめ、西洋なし、食用菊、いちご、トマト、ながいも、なし、ぶどう、うめ、かき、いちじく、チューリップ等、数々の農産物等を「食と花の銘産品」に指定し、その生産振興や販売促進、ブランド化に向けた取り組みを行っています 4 。このような農業王国としての実績を支えるのは、新潟市の抱える大地の豊かさのみならず、そのマンパワーの豊かさでもあります。実際に、2015年の全国市区町村統計によれば、新潟市の農業就業人口も全国第1位(15.257人)となっています 5 。

さらに、新潟市内には、新潟大学農学部、新潟県農業大学校、Abio新潟農業・バイオ専門学校等、充実した農業関連の教育機関、新潟バイオリサーチパーク株式会社、新潟大学フードサイエンスセンター、新潟市農業活性化研究センター等、高度な農業研究を行う研究機関も存在し、農業に直接従事する者のみならず、産業としての農業全般に関するマンパワーを実質的に裏付ける体制が充実しています。

2 新潟ニューフードバレー構想から国家戦略特区へ

このような我が国でも最高レベルの豊かな農業基盤を背景とし、新潟市は、農業を含めた食産業全体を一体性のある成長産業として位置づけ、平成23年度から「新潟ニューフードバレー構想」を掲げて、①農商工連携と6次産業化、②フードデザインの普及・実践、③新潟ブランドの構築・情報発信、④食品リサイクル、⑤高度な研究開発基盤の整備、⑥食産業の集積・創業という6つの戦略で新たな取り組みを開始しました。新潟市は、この「新潟ニューフードバレー構想」を着実に推進し、平成25年9月には国家戦略特別区域法。に基づく国家戦略特別区域(国家戦略特区)としての指定を得ることを目指し、規制緩和等によってさらなる農業・食品産業の活性化を試みる「ニューフードバレー特区」を柱の一つとする提案書を政府に提出します。そして、この提案は高く評価され、平成26年5月には国家戦略特区として指定されるに至りました。

国家戦略特区は今や誰もがご存知の言葉でしょう。昨今、獣医学部新設をめぐる問題で大きな議論になっておりますが、国家戦略特区制度は、その政治的な運用の適否はともかくとして、構造改革・規制改革を強力に進めるために設けられた制度です。ニュース等で「国家戦略特区」についてはよく耳にするものの、おそらくその根拠法に触れたことのある方は少ないのではないでしょうか。国家戦略特区制度は、既存の様々な法令に基づく規制を個別に特別に緩和していく体系であって、極めて複雑な法令の組み合わせによって規律されているため、その詳細をここで明らかにすることは困難ですが、その目的規定だけでもご紹介することとします。国家戦略特区の根拠法である国家戦略特別区域法第1条(目的規定)では、「我が国の経済社会の活力の向上及

^{3 「}新潟市革新的農業実践特区パンフレット」(新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課)

^{4 「}新潟市農業構想パンフレット (平成27年4月)」p9

^{5 「}新潟市革新的農業実践特区パンフレット」(新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課)

⁶ 平成二十五年十二月十三日法律第百七号